



特定技能・技術人文国際 インドネシア人材のご紹介

Be Front

株式会社ビーフロント

problem

＜人手不足が深刻化する日本の現状＞

少子高齢化が進んでいる日本では、人手不足が深刻化しています。2024年に日本商工会議所が行った調査※によれば、全体の6割超が「深刻な人手不足」と回答しています。解決策の一つにあげられるのが「外国人材の活用」です。

※出典：「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」調査結果 | 日本商工会議所

＜ご紹介が可能な二つの在留資格に関して＞

■特定技能制度

特定技能制度とは、深刻な人手不足に悩む日本国内の産業分野で、一定の専門性や技能を持つ外国人が即戦力として働くことを目的に、2019年4月に創設された在留資格制度です。特定技能制度の職種は、2025年現在、16の分野（旧12分野・14業種）に拡大されています。具体的には、介護、ビルクリーニング、建設、製造業（素形材・産業機械・電気電子情報関連）、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業に加え、2024年に追加された自動車運送業、鉄道、林業、木材産業となります。

■技術人文国際(高度人材)

「技術・人文知識・国際」とは、日本で働く外国人が取得する在留資格の一つで、理系分野の技術者（例：システムエンジニア）、文系分野の専門家（例：経理、法務）、翻訳・通訳・語学教師などの国際業務担当者など、専門知識やスキルが必要なホワイトカラー職種で使われ、略して「技人国（ぎじんこく）」と呼ばれ、多くの外国人が利用するビザです。

Specified Skilled Worker

■特定技能制度人数推移

令和7年6月末時点での特定技能在留外国人の人数は、336,196人。そのうち技能実習生からの在留資格変更で在留している割合は約55%。海外で試験に合格し、許可を受けて在留する人の割合は約45%程度まで上がっており、今後は逆転することが予想される。

特定技能制度運用状況①



特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和7年6月末現在)(速報値) (注1)



(注1)本資料において、「特定技能在留外国人」は、「特定技能1号」及び「特定技能2号」の許可を受けて在留する者とする。(注2)在留特別許可を受けて「特定技能」で在留する者を含む。
 (注3)対前月増加率は小数点第一位で四捨五入。

Specified Skilled Worker

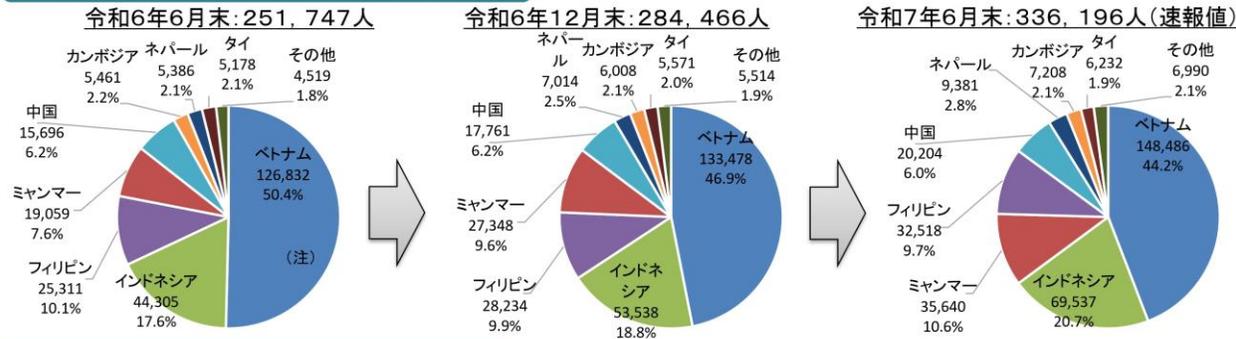
■特定技能 国籍、地域別人数推移

技能実習時の流れで長くベトナムが過半数以上を占めていたが、この一年で、インドネシア、ミャンマーの台頭が目立った。しかしながら、現在ミャンマーの出稼ぎ制限により、日本への「特定技能」人材の渡航が停滞している。これはミャンマー軍事政権が国外就労を制限し、送り出し機関ごとの月間認可件数を制限したため。特に、日本は介護分野などでミャンマー人に依存度が高く、人材不足が深刻化する懸念がある。

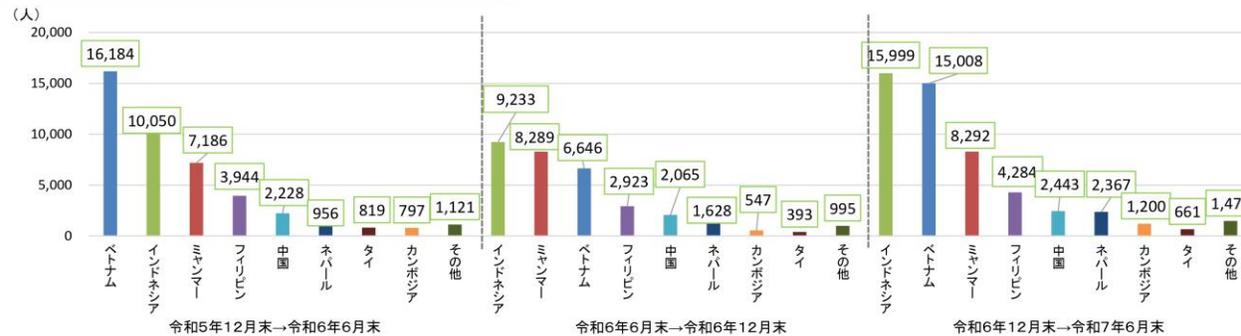
特定技能制度運用状況②



国籍・地域別特定技能在留外国人数の推移



国籍・地域別特定技能在留外国人増加数



(注)構成比は小数点第二位で四捨五入。

Specified Skilled Worker

■特定技能 分野別人数推移

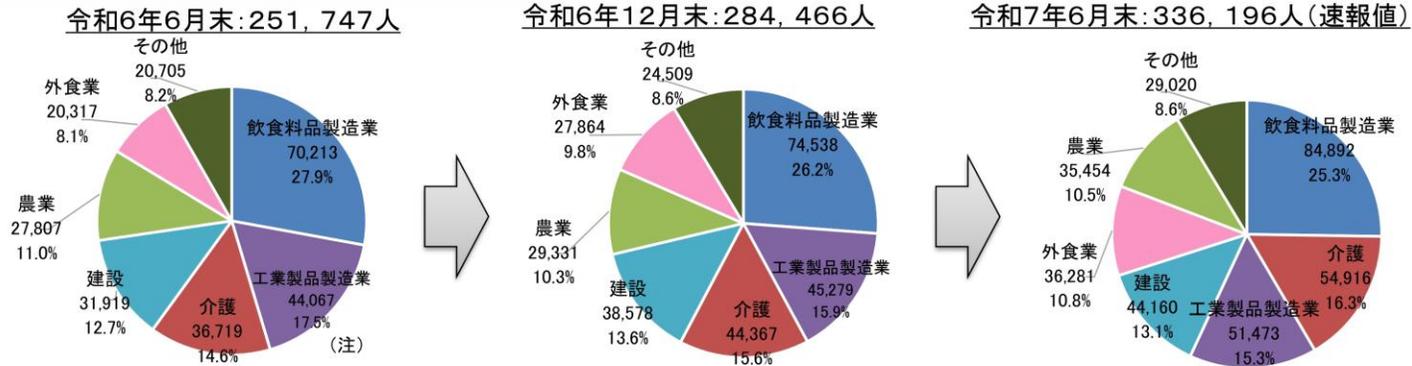
分野別では、飲食料品製造、介護、工業製品製造、建設、外食、農業が90%以上を占める。

インドネシア人材は、このうち飲食料品製造、介護、工業製品製造、農業の分野で高い割合を占めている。

特定技能制度運用状況③

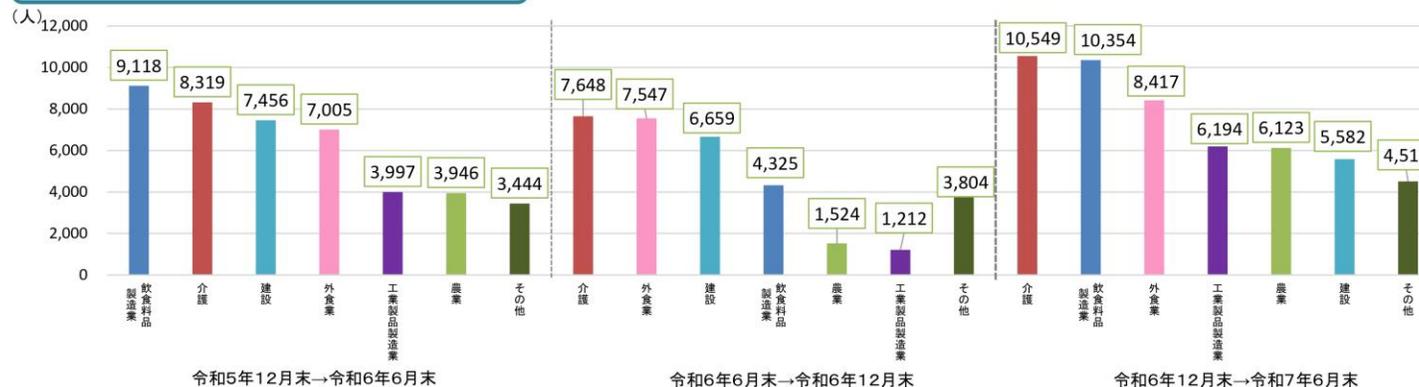


分野別特定技能在留外国人数の推移



(注1) 構成比は小数点第二位で四捨五入。
 (注2) 令和6年6月末の「工業製品製造業」の在留者数は、分野名変更前の「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の在留者数。

分野別特定技能在留外国人増加数



Why Indonesia

■インドネシア人の日本への適合性について

勤勉で温厚な性格:

イスラム教徒が多い背景から、規律を重んじ、真面目で勤勉な国民性が特徴です。また、温厚な性格のため、職場での人間関係も良好に築きやすいと言われています。

日本語習得のポテンシャル:

母国語がインドネシア語であり、日本語との文法構造に共通点があるため、日本語学習が進みやすいという意見もあります。

高い定着率の傾向:

過去のデータでは、インドネシア人特定技能人材の定着率は比較的高く、長期的な雇用に繋がりがやすいという報告もあります。

インドネシアにおけるLPKとP3MIの違いに関して

■LPK(技能実習制度対応)

インドネシアの「LPK」とは、主にインドネシア人登録者が国内外で就職するための職業訓練機関。主な役割は、外国語や各技能を習得するための教育を提供し、求人情報の提供を行うこととなります。

LPKは職業訓練を行う資格はありますが、人材の送り出しを直接行うには別途、送出機関（SO）の資格が必要となります。ただし、LPKの資格があれば追加申請でSOになれるため、両方を兼ねるLPKも多く存在します。

SOは技能実習生の送り出し機関であって、特定技能人材に関しては送り出しは行えません。

■P3MI(特定技能制度対応)

P3MIとは、インドネシア国内で海外就労希望者を募集・教育し、海外企業とマッチングさせて送り出す事業者です。P3MIは労働省認定の民間職業紹介企業であり、特定技能人材の送り出しが可能です。

・日本人経営のP3MI：主に自社のLPKで教育した人材を紹介している。日本人講師がいることで、日本語能力は高い傾向にあります。

・地元のネットワークが強いローカルのP3MI：上記のようにSOでは特定技能人材の送り出しは出来ないため、日本と関係を有するP3MI事業者のもとに、多くのLPKから人材情報が集約されています。

■特定技能人材のご紹介

弊社では、現地の教育機関に赴き、実際の授業を見学。生徒さんとの交流を通じて信頼関係を築く努力をしております。一般的な科目以外に、貴社のカリキュラムを教えることも出来ます。こうした現地教育機関の多くから人材情報が集約される、国から正式に承認された職業紹介会社（P3MI）とも連携しており、主に飲食料品製造分野、介護分野、製造業分野、外食分野、農業分野において常時1,000人を超える特定技能人材のご紹介が可能となっております。

また弊社では、インドネシア国籍のスタッフを雇用しておりますので、来日後も母国語での生活相談、支援が可能です。



■技術人文国際(高度人材)のご紹介

特定技能人材の来日が増える一方、インドネシアで大学を卒業した優秀な学生が日本で働くための道が開けていないのが現状です。そうした中、弊社が現在進めているのは、IT人材の育成です。これは、プラボウォ政権の政策の後援機関であるPRABUと連携して、工科大学にてN3以上の日本語習得と、受け入れ希望企業様のカリキュラムを学ぶ仕組みとなります。

AIが急速に進歩する現在、一般的な教育だけでは新卒採用が難しくなることを鑑み、企業様ごとの得意分野に適合するエッジの効いた教育に注力して参ります。

